

小山第二小学校  
いじめ防止基本方針

令和5年4月

## 小山第二小学校 いじめ防止基本方針（目次）

- 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方
  - (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
  - (2) いじめの定義
  - (3) いじめの理解
  - (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方
    - ①いじめの未然防止
    - ②いじめの早期発見
    - ③いじめへの対処
    - ④家庭や地域住民との連携
    - ⑤関係機関との連携
  
- 2 いじめの防止等のために本校が実施する施策
  - (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
  - (2) 本校の取組
    - ①いじめ未然防止のための具体的な取組
    - ②教育相談体制、児童・生徒指導体制の整備
    - ③校内研修の充実
    - ④その他
  - (3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
  - (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
    - ①いじめの未然防止
    - ②早期発見・早期対応
    - ③いじめに対する措置
  
- 3 重大事態への対処
  - (1) 重大事態の発生と報告
    - ①重大事態の意味
    - ②重大事態の報告
  - (2) 重大事態の調査
    - ①調査の趣旨及び調査主体
    - ②調査を行うための組織
    - ③事実関係を明確にするための調査の実施
  - (3) 調査結果の提供及び報告
    - ①調査結果の提供
    - ②調査結果の報告
  - (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
    - ①再調査
    - ②再調査の結果を踏まえた措置等
  
- 4 取組の評価・検証
  - (1) 市
  - (2) 学校

# 小山第二小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が、学校の内外を問わず、安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすることである。

この基本理念の下、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校や教育委員会、家庭、地域その他の関係機関との連携の下、いじめの問題の克服を目指して行われなければならない。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条 以下「法」という。）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わる仲間や集団における人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・身体や動作について不快なことを言われる。
  - ・存在を否定される。
  - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
  - ・遊びやチームに入れない。
  - ・席を離される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・身体を小突かれたり、執拗に叩かれたりする。
  - ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
  - ・遊びと称して特定の子が技をかけられる。

- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・脅され、お金等を取られる。
  - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・靴に画鋸やガム等を入れられる。
  - ・万引きや恐喝を強要される。
  - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
  - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
  - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
  - ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のグループから故意に外される。

いじめには、上記のように多様な態様があることを踏まえ、法で示したいじめに該当するか否かを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈せず、様々な要因を探ることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲から客観的な情報を収集したりするなどして確認する必要がある。

なお、これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報すべきものが含まれる。

### (3) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童も1割程度であり、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

#### (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

##### ① いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、いじめの問題の根本的な克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点からの指導が重要である。全ての児童を、いじめを許さない、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そのため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことに加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが、未然防止の観点からも必要である。さらに、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、学校や教育委員会、家庭、地域が一体となって取組を推進する必要がある。

##### ② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラー（以下、「SC」という。）や学校相談員等の活用、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、家庭、地域住民と連携して児童を見守ることが必要である。

##### ③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、「学校いじめ対策組織」を中心に対応を行い、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応のための体制整備が必要である。

#### ④ 家庭や地域住民との連携

「地域とともにある学校づくり」を進める中で、一層社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域住民との連携・協力が必要である。そして、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築することが大切である。

#### ⑤ 関係機関との連携

学校や教育委員会は、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関などと適切な連携を図る必要がある。そのためには、平素から、学校や教育委員会は、関係機関との間の情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 2 いじめ防止等のために本校が実施する施策

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条により、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を具体的に定めた、「学校いじめ防止基本方針」を策定することが義務づけられていることを受けて、本校では、「学校いじめ防止基本方針」をもとに、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を講ずる。また「アクションプラン」についても、「学校いじめ防止基本方針」の内容に準じたものとなるようにする。

### (2) 本校の取組

#### ① いじめの未然防止のための具体的な取組

ア 「いじめは絶対に許されない」との視点とともに、「いじめはあるに違いない」との視点ももち、学校教育活動全体を通じていじめの未然防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう指導方針を定める。

イ 各教科等の時間の充実と指導内容の重点化を図る。

ウ 各行事や体験的活動等を通じて、望ましい集団づくりを図る。

エ インターネット上でのいじめの未然防止のために、児童や保護者に対して、講師を招いて情報モラルについての指導を行ったり、書き込みの内容によっては個人情報や名誉毀損等に当たるといった、法律の面からの指導を行ったりする。

#### ② 教育相談体制、児童指導体制の整備

ア 児童指導・特別支援委員会を基盤にして「いじめ対策委員会（学校いじめ対策組織）」を編制し、指導体制の充実を図り、いじめの未然防止と早期発見・早

期対応につなげる。

その際は、SC・SSW、学校相談員等も必要に応じて組織に加える。

イ いじめに関する実態把握や情報収集のために、定期的なアンケート調査を実施する。

ウ 日記や生活ノートの記述内容の確認をしたり、定期的に教育相談期間を設けたりするなど、児童の心の変化の把握に努める。

エ SCや学校相談員等を気軽に利用できる体制を構築するよう努める。

オ 警察や児童相談所等との連絡担当者を明確にし、迅速に対応できるようにする。

カ いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて得られた情報を速やかに共有し、全教職員が組織的に対応できる体制を構築する。

### ③ 校内研修の充実

ア 各校の「いじめ防止基本方針」の理解をはじめ、教職員の資質の向上を図るための取組を計画的に実施する。

イ 適切な初期対応がとれるような研修を計画的に実施する。

ウ 教職員による暴言や体罰等の未然防止を図る研修を実施する。

### ④ その他

ア 「学校いじめ防止基本方針」が、実態に即して適切に機能しているか「いじめ対策委員会」を中心に定期的に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを、「学校いじめ防止基本方針」に盛り込んでおく。

イ 「学校いじめ防止基本方針」を策定するに当たっては、検討の段階から保護者や地域住民の参画も得て、地域を巻き込んだものにすることが、学校の取組を円滑に進めていく上で有効である。

ウ いじめの防止等について、必要に応じて児童の意見を取り入れるなど児童の参加が促されるよう留意する。

エ 「学校いじめ防止基本方針」については、学校のホームページ等で公開する。

## (3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの未然防止、及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる常設の「いじめ対策委員会(児童指導・特別支援委員会)」を置く。この組織には、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるSCやSSW、教員・警察官経験者など外部専門家等を交えて対応できるようにする。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下の中核的な役割を担う。

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ② 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の「P(作成)・D(実行)・C(検証)・A(修正)」(以下、「PDCA」という。)を行う

ための中核としての役割

- ③ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ④ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ⑤ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有とともに、関係ある児童に対するアンケートや聞き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑥ いじめられた児童に対する支援やいじめた児童に対する指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、対応を組織的に実施するための役割
- ⑦ 「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを運用する役割

#### (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

##### ① いじめの未然防止

ア 学校には「学校管理下において児童の心身の安全を守る責務がある」ことを全教職員が認識する。

イ 学校は、いじめの未然防止に関する考え方や方針等を児童や保護者等に提示し、「学校いじめ防止基本方針」に沿った取組を実践する。

ウ いじめは「どの児童にも、どの学校においても、起こりうる」という考えの下、常に危機意識をもって全ての教育活動に取り組む。

エ 「いじめゼロ子どもサミット」開催日を含む週を「いじめ防止強調週間」として位置づけ、「自らの力でよりよい学校を創る」という意識をもって主体的にいじめの問題について考え、行動する等、未然防止に資する積極的な活動に取り組ませる。

##### ② 早期発見・早期対応

ア 学校は、定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、いじめの実態把握に努めるとともに、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。また、知り得た情報を速やかに関係教職員で共有し、早期対応につなげるようにする。

イ 児童の言動をつぶさに観察し、ささいな兆候であっても「いじめではないか」との疑いをもち、早い段階から適切に対応する。

ウ いじめを認知した時は、校長のリーダーシップの下、「いじめ対策委員会（児童指導・特別支援委員会）」を中心に、役割分担を明確にして速やかに対応する。

##### ③ いじめに対する措置

ア 当該組織が情報の収集と記録、共有を行い、事実関係の把握に努める。その上で、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。なお、対応不要であると個人で判断してはならない。

イ いじめの認知を重く受け止め、まずはいじめられた児童を守り通すことを徹底する。いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的



配慮の下、毅然とした態度で指導する。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

エ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(i) いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会、又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童・いじめられた児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合には、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(ii) いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめられた児童といじめた児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

オ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する事が重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては、教育的な配慮やいじめられた児童の意向を配慮しつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応する。

○言葉によるからかい

担任や学年主任（学年職員）で対応し解決を図る。保護者へ連絡をする。

○仲間はずれ、悪口・陰口

担任・学年主任（学年職員）に加え、児童指導担当者や管理職が入り、保護者も交えて指導する。状況に応じ教育委員会に報告する。

○暴言や誹謗中傷行為（「死ね」等の書き込み）、脅迫行為や強要行為

児童指導担当者もしくは管理職が、警察・児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。教育委員会に報告する。

○重い暴力や傷害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝

学校は警察へ相談や通報する。教育委員会も積極的に関わる。出席停止の措置をとる場合、関係機関と連携して該当児童に対して必要な指導を組織的に行う。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の発生と報告

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

法第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ① 重大事態の意味

重大となる案件については、法第28条第1項に記載されており、各号に規定する児童の状況に至る要因が、当該児童に対して行われるいじめにあること、また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめられた児童の状況に着目し、例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目

安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、いじめられた児童やその保護者からの申し立てがあったときは、学校が「いじめの重大事態とは言えない」と判断しても、重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## ② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

## (2) 重大事態の調査

### ① 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

法第28条第3項 第1項の規程により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### ② 調査を行うための組織

教育委員会または学校はその事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設けるものとする。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、臨床心理士等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

教育委員会が調査を行う際には、「小山市いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査に当たる。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、「児童指導・特別支援委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加えて「いじめ対策委員会」を設置し、調査を実施する。

### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生を防止するために行う。

#### ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に応じ、学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

#### イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、「栃木県いじめ防止基本方針」（平成29年12月4日（2）③栃木県）並びに「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文科省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

#### ウ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童の就学校の指定変更、区域外就学等、いじめられた児童の支援のため弾力的な対応を検討する。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① 調査結果の提供

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

法第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会又は学校は、いじめられた児童やその保護者に対して、事実関係等

その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童やその保護者に対して説明する。

これら情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適時・適切な方法で経過報告等、情報提供を行う。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問票調査を実施する場合、それによって得られた結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

## ② 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会より市長に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることができる。

そのことを、予めいじめられた児童・保護者に対して伝えなければならない。

## (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### ① 再調査

(市立の学校に係る対処)

法第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

上記(3)②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による「小山市いじめ問題調査委員会」を設けて調査を進める。再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体である市長は、いじめられた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### ② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の

防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告するが、その際、報告内容については、個々の事案に応じ、個人のプライバシーに対して十分配慮する。

#### 4 取組の評価・検証

##### (1) 市

市は、当該基本方針の策定及び改定からおおよそ3年を目途として、法の施行状況等を勘案して、「小山市いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

##### (2) 学校

学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に生かす。